

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 }
無線工学 24問 } 3時間

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 次の記述のうち、総務大臣が基地局の免許の申請を審査する際に、審査する事項に該当しないものはどれか。電波法(第7条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 工事設計が電波法第3章(無線設備)に定める技術基準に適合すること。
- 2 周波数の割当てが可能であること。
- 3 総務省令で定める無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準に合致すること。
- 4 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

[2] 次の記述は、申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法(第19条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受けた者が A、電波の型式、周波数、 B 又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 C と認めるときは、その指定を変更することができる。

| A | B | C |
|-------------|------------|------------------|
| 1 識別信号 | 空中線電力 | 混信の除去その他特に必要がある |
| 2 識別信号 | 空中線の型式及び構成 | 電波の規整その他公益上必要がある |
| 3 無線設備の設置場所 | 空中線電力 | 電波の規整その他公益上必要がある |
| 4 無線設備の設置場所 | 空中線の型式及び構成 | 混信の除去その他特に必要がある |

[3] 次の記述は、高压電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則(第25条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

送信設備の空中線、給電線又はカウンターポイズであって高压電気(高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧 A を超える電気をいう。)を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から B 以上のものでなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) B に満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
- (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、 C 以外の者が出入しない場所にある場合

| A | B | C |
|----------|---------|-------|
| 1 750ボルト | 3メートル | 取扱者 |
| 2 750ボルト | 2.5メートル | 無線従事者 |
| 3 500ボルト | 2.5メートル | 取扱者 |
| 4 500ボルト | 3メートル | 無線従事者 |

[4] 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の A B 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて C の機能に支障を与えるものであってはならない。

| | A | B | C |
|---|-----------|-----------|----------------------|
| 1 | 周波数の偏差 | 空中線電力の偏差等 | 他の無線設備 |
| 2 | 周波数の偏差 | 高調波の強度等 | 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備 |
| 3 | 周波数の偏差及び幅 | 高調波の強度等 | 他の無線設備 |
| 4 | 周波数の偏差及び幅 | 空中線電力の偏差等 | 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備 |

[5] 次の記述のうち、「無給電中継装置」の定義に適合するものはどれか。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 受信装置のみによって電波の伝搬方向を変える中継装置をいう。
- 2 送信機、受信機その他の電源を必要とする機器を使用しないで電波の伝搬方向を変える中継装置をいう。
- 3 自動的に動作する無線設備であって、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。
- 4 電源として太陽電池を使用して自動的に中継する装置をいう。

[6] 次の記述は、陸上に開設する無線局に係る主任無線従事者について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、 A の無線設備の B を行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であって②によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、 A の無線設備の操作（注）を行ってはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

注 簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。

- ② 無線局の免許人等（注）は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

注 免許人又は登録人をいう。以下③、④及び⑤において同じ。

- ③ 無線局（総務省令で定めるものを除く。）の免許人等は、②によりその選任の届出をした主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、無線設備の B に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ④ ③の規定により、免許人等又は電波法第70条の9（登録人以外の者による登録局の運用）第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、主任無線従事者を選任したときは、当該主任無線従事者に C に無線設備の B に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ⑤ 免許人等又は電波法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、④の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から5年以内に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

| | A | B | C |
|---|---------------------------|---------|-------------|
| 1 | 無線局（アマチュア無線局を除く。） | 操作の監督 | 選任の日から6箇月以内 |
| 2 | 無線局（アマチュア無線局を除く。） | 技術操作の管理 | 選任の日から3箇月以内 |
| 3 | 無線局（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。） | 操作の監督 | 選任の日から3箇月以内 |
| 4 | 無線局（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。） | 技術操作の管理 | 選任の日から6箇月以内 |

[7] 無線通信(注)の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法(第59条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条(秘密の保護)第1項又は第164条(適用除外等)第2項の通信であるものを除く。

- 1 無線通信の業務に従事する何人も特定の相手方に対して行われる暗語による無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 2 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。

[8] 次の記述は、擬似空中線回路の使用等について述べたものである。電波法(第57条及び第58条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- (1) A を行うために運用するとき。
 - (2) B を運用するとき。
- ② B 及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を C 。

| A | B | C |
|------------------|--------|------------|
| 1 至近距離にある無線局と通信 | 実用化試験局 | 使用してはならない |
| 2 至近距離にある無線局と通信 | 実験等無線局 | 使用することができる |
| 3 無線設備の機器の試験又は調整 | 実験等無線局 | 使用してはならない |
| 4 無線設備の機器の試験又は調整 | 実用化試験局 | 使用することができる |

[9] 次の記述は、無線局の検査について述べたものである。電波法(第73条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、A、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局(総務省令で定めるものを除く。)に派遣し、その無線設備等(無線設備、無線従事者の資格(主任無線従事者の要件に係るものを含む。)及び員数並びに時計及び書類をいう。以下②において同じ。)を検査させる。
- ② ①の検査は、当該無線局(人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。以下この②において同じ。)の免許人から、①の規定により総務大臣が通知した期日のB前までに、当該無線局の無線設備等について登録検査等事業者(注)(無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。)が総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格等が電波法の関係規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、①の規定にかかわらず、Cすることができる。

注 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2(検査等事業者の登録)第1項の登録を受けた者をいう。

| A | B | C |
|-----------------|----|-------|
| 1 総務省令で定める時期ごとに | 1月 | 省略 |
| 2 総務省令で定める時期ごとに | 3月 | 一部を省略 |
| 3 毎年1回 | 3月 | 省略 |
| 4 毎年1回 | 1月 | 一部を省略 |

[10] 次に掲げる事項のうち、総務大臣が無線局に対し臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合はどれか。電波法（第72条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の変更の工事の許可に係る変更検査の結果、不合格と判定した場合
- 2 指定されていない周波数を使用していると認める場合
- 3 空中線電力が免許状に記載されたものの範囲を超えていると認める場合
- 4 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認める場合

[11] 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、総務大臣からどのような処分を受けることがあるか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の操作の範囲の制限
- 2 無線従事者の免許の取消し
- 3 6箇月以内の期間を定めて行うその業務に従事することの停止
- 4 無線従事者が従事する無線局の運用の停止

[12] 次の記述は、無線局の免許がその効力を失ったときに執るべき措置等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで及び第78条）及び電波法施行規則（第42条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人（包括免許人を除く。）は、その無線局を A ときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人（包括免許人を除く。）が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 B 以内にその免許状を返納しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ ④の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、固定局の無線設備については、空中線を撤去すること（空中線を撤去することが困難な場合にあつては、 C を撤去すること。）とする。

| | A | B | C |
|---|------|-----|---------------|
| 1 | 廃止した | 1箇月 | 送信機、給電線又は電源設備 |
| 2 | 廃止した | 3箇月 | 送信機 |
| 3 | 廃止する | 3箇月 | 送信機 |
| 4 | 廃止する | 1箇月 | 送信機、給電線又は電源設備 |